

こ け ん り 子どもの権利について

に ほ ん し ょ う に か が っ か い い り ょ う こ け ん し ょ う さ ん ど う
わたしたちは日本小児科学会のさだめた「医療における子ども憲章」に賛同し、

じ ゅ ん い り ょ う お こ な つ と
それに準じた医療を行うよう努めています。



いしかわけんりつちゅうおうびょういん
石川県立中央病院

医療における子ども憲章 2022年3月

この憲章は、すべてのみなさんが平等に、そして当たり前にもっていて、実現することを求めることができるもの（権利）について知っていただくために作成されたものです。“すべてのみなさん”とは、何歳でも、病気や障害があったとしても関係なく、すべての子どものことです。みなさんが、自分を大切にして、楽しくすごせるように、わたしたちはお手伝いしていきます。

1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利

あなたは、病気や障害、年齢に関係なく、人として大切にされ、あなたらしく生きる権利を持っています。

2. 子どもにとって一番よいこと（子どもの最善の利益）を考えてもらう権利

あなたは、医療の場であなたに関係することが決められるとき、すべてにおいて、周囲のおとなにそれが「あなたにとってもっともよいことか」を第一に考えてもらえる権利を持っています。

3. ^{あんしん あんぜん かんきょう せいかつ} 安心・安全な環境で生活する^{けんり}権利

あなたはいつでも自分らしく^{じぶん すこ}健やかでいられるように、^{あんしん あんぜん かんきょう せいかつ} 安心・安全な環境で生活できるよう

^{ささ} 支えられる^{けんり も} 権利を持っています。もし、あなたが^{びょうき} 病気になったときには、^{あんしん あんぜん ば} 安心・安全な場で、

できるだけ^{ふあん} 不安のないようなやり方で^{かた いりよう} 医療ケア（^{けんこう} 心身やからだの健康のために^{ひつよう} 必要なお

^{せわ} 世話）^う を受けられます。

4. ^{びょういん おや たいせつ ひと} 病院などで親や大切な人といっしょにいる^{けんり}権利

あなたは、^{いりよう う} 医療を受けるとき、^{とう} お父さん、^{かあ} お母さん、またはそれに代わる人^か とできる^{ひと} 限り^{かぎ} いっしょにすることができます。

5. ^{ひつよう おし} 必要なことを教えてもらい、^{じぶん き も} 自分の気持ち・^{きぼう いけん つた} 希望・意見を伝える^{けんり}権利

あなたは、^{じぶん けんこう まも} 自分の健康を守るためのすべての^{じょうほう} 情報について、あなたにわかりやすい方法^{ほうほう} で、

^{せつめい} 説明をうける^{けんり も} 権利を持っています。そして、あなた^{じしん ほうほう} 自身の方法で、^{じぶん いし いけん つた} 自分の意思や意見を伝

える^{けんり} 権利をもっていて、できるだけその^{き も} 気持ち・^{きぼう いけん とお} 希望・意見の通り^{どりよく} にできるように努力しても
られます。

6. 希望^{きぼう}どおりにならなかったときに理由^{りゆう}を説明^{せつめい}してもらう権利^{けんり}

あなたの気持ち^{きも}・希望^{きぼう}・意見^{いけん}の通り^{とお}にすることができない場合は、なぜそうなったのか、その

理由^{りゆう}などについてわかりやすい説明^{せつめい}を受けたり、その理由^{りゆう}が納得^{なっとく}できないときは、さらにあ

なたの意見^{いけん}を伝えたりする機会^{きかい}があります。

7. 差別^{さべつ}されず、こころやからだを傷^{きず}つけられない権利^{けんり}

あなたは、病気^{びょうき}や障害^{しょうがい}、その他^たあらゆる面^{めん}において差別^{さべつ}されることなく、あなたのこころやか

らだを傷^{きず}つけるあらゆる行為^{こうい}から守^{まも}られます。

8. 自分^{じぶん}のことを勝手^{かって}にだれかに言^いわれ^{けんり}ない権利

あなたのからだや病気^{びょうき}のことは、あなたにとって大切な情報^{たいせつ じょうほう}であり、あなたのものです。あな

たらしく生活^{せいかつ}をする^{まも}ことを守^{まも}るために、あなたのからだや病気^{びょうき}、障害^{しょうがい}に^{かん}関^{かん}することが他^{ほか}のひと

に伝^{つた}わらないように守^{まも}られます。また、だれかがあなたのからだや病気^{びょうき}、障害^{しょうがい}のことを他^{ほか}のひと

とに伝^{つた}える必要^{ひつよう}があるときには、その理由^{りゆう}とともに伝^{つた}えてもよいかをあなたに確^{かく}認^{にん}をします。

9. 病気^{びょうき}のときも遊^{あそ}んだり勉^{べんきょう}強^{けんり}したりする権利

あなたは、病^{びょうき}気^{しやうがい}や障^う害^むの有^{かか}無^{にゆういんちゆう}に関^{さいがい}わら^{ふく}ず、そ^にして入^に院^{いん}中^{ちゆう}や災^{さい}害^{がい}など^{ふく}を含^{ふく}むど^{ふく}んなときも、

年^{ねん}齢^{れい}や症^{しやう}状^{じやう}など^{しやうじやう}にあ^{あそ}つた遊^{けんり}ぶ権^{まな}利^{けんり}と学^もぶ権^{せいかつ}利^{せいかつ}を持^もっ^もて^もいて、あ^{せいかつ}なた^{せいかつ}ら^{せいかつ}し^{せいかつ}く生^{せいかつ}活^{せいかつ}するこ^{せいかつ}とが^{せいかつ}で^{せいかつ}き^{せいかつ}ま^{せいかつ}す。

10. 訓^{くん}練^{れん}を受^うけた専^{せん}門^{もん}的^{てき}なス^{ちりやう}タ^うッフ^{けんり}か^{けんり}ら^{けんり}治^ち療^{りやう}とケ^うア^{けんり}を受^{けんり}ける権^{けんり}利^{けんり}

あなたは、必^{ひつ}要^{やう}な訓^{くん}練^{れん}を受^うけ、技^ぎ術^{じゆつ}を身^みにつ^みけ^みたス^{いりやう}タ^{きく}ッフ^ばによ^{きく}つて医^い療^{りやう}やケ^{きく}ア^ば（気^き配^くり、

世^せ話^わなど）を受^うける権^{けんり}利^もを持^もっ^もて^もいます。

11. 今^{いま}だけ^{いま}で^{いま}は^{いま}な^{いま}く将^{しやう}来^{らい}も続^{つづ}けて医^{いりやう}療^{りやう}やケ^うア^{けんり}を受^{けんり}ける権^{けんり}利^{けんり}

あなたは継^{けい}続^{ぞく}的^{てき}な医^{いりやう}療^{りやう}やケ^{きく}ア^ば（気^き配^くり、世^せ話^わなど）を受^うけるこ^うとが^うで^うき^うま^うす。ま^うた、日^ひ々^び

の生^{せいかつ}活^{なか}の中^{なか}でさ^さま^さざ^さな立^{たち}場^ばのお^おと^おな^おに支^さえ^さて^さま^さら^さう権^{けんり}利^もを持^もっ^もて^もいます。